

# 地域森林計画樹立及び変更（案）に対する意見等

令和4年12月1日

福島県森林計画課

## 「地域森林計画樹立及び変更（案）に対する意見等」

- 1 森林法第6条第2項に基づく意見の申し立て及びうつくしま県民意見公募（パブリック・コメント）の結果  
(1) 縦覧及び意見募集期間 令和4年10月18日～11月17日（31日間）  
(2) 意見の要旨及びその処理案 意見はありませんでした。
- 2 関係市町村長 意見はありませんでした。
- 3 関東森林管理局長 意見はありませんでした。
- 4 東北経済産業局長 別紙1のとおり。（1件）
- 5 県の関係部局 別紙2のとおり。（2件）
- 6 森林審議会委員からの事前意見 別紙3のとおり。（2件）

### 【参考】根拠法令等

森林法 第6条 [略]

- 2 [略]当該地域森林計画の案に意見がある者は、[略]知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。
- 3 [略]知事は、[略]当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。  
[略]国有林があるときは、[略]併せて関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。

森林計画制度の運用について（平成3年7月25日付け 3林野計第294号）

別紙1 IV 森林計画に関する本法の運用と、多面にわたる他の行政分野との調整に関し、以下の点に留意されたい。（略）

森林法の運用について（昭和37年11月14日付け 37林野第2349号）

- 1 森林法（以下「法」という。）第5条の規定により、地域森林計画をたて、またはこれを変更する場合には、所轄の経済産業局長の意見を聞くこと。

別紙1

| 番号 | 対象計画区・項目 | 意見等   | 回答・対応   |
|----|----------|---|---|
| 1  |          | <p>&lt;東北経済産業局&gt;<br/>           計画区域内の鉱業権が設定されている区域では、鉱業の実施に支障ないよう配慮すること。</p> | <p>&lt;森林計画課&gt;<br/>           「森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」P10に記載のとおり、適切な管理を行い、災害防止等に努めます。</p> |

別紙2

| 番号 | 対象計画区・項目   | 意見等  | 回答・対応                            |
|----|--|--|----------------------------------|
| 1  | <p>「磐城」「阿武隈川」「奥久慈」<br/>「会津」各計画2枚目<br/>森林林業に関する計画</p> | <p>＜復興・総合計画課＞<br/>【福島県国土利用計画(第5次)】について削除するとともに、【福島県土地利用基本計画】について、(令和3年10月26日変更)に修正してください。<br/>また、【福島県総合計画】との関係は、「踏まえて」としてください。</p> <p>理由:令和3年度において福島県国土利用計画を廃止し、土地利用基本計画と一つの計画として整理・策定したため。</p>    | <p>＜森林計画課＞<br/>ご意見のとおり修正します。</p> |
| 2  | <p>「磐城」 P93-P94<br/>別表8 保安林その他制限林<br/>の施業方法</p>      | <p>＜砂防課＞<br/>別記に砂防指定地の施業方法と急傾斜地崩壊危険区域の施業方法を追加すること<br/>(案)<br/>(砂防指定地の作業方法)<br/>伐採にあたっては、福島県砂防指定地等管理条例に基づき知事の許可が必要である。<br/>(急傾斜地崩壊危険区域の施業方法)<br/>伐採にあたっては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき知事の許可が必要である。</p> | <p>＜森林計画課＞<br/>ご意見のとおり追記します。</p> |

別紙3

| 番号 | 対象計画区・項目 | 意見等  | 回答・対応  |
|----|----------|--|--|
| 1  |          | <p><b>&lt;今野委員&gt;</b><br/>           外来カミキリムシの対応について、カシノナガキクイムシ同様に記載する必要はないでしょうか。</p>                     | <p><b>&lt;森林保全課&gt;</b><br/>           「森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項」P42(1)の「その他病虫害被害」には、外来カミキリムシも含まれております。本計画においては、それら病虫害の被害状況把握と対策に努めてまいります。</p>  |
| 2  |          | <p><b>&lt;田子委員&gt;</b><br/>           基本は広葉樹の「天然更新」と思われますが、皆伐後の造林未済地について、森林所有者は「天然更新」と主張するが、その扱いはいかがか。</p> | <p><b>&lt;森林計画課&gt;</b><br/>           伐採跡地については、人工林・天然林の別を問わず、人工造林又は天然更新により適確な更新を図り、森林に公益的な機能を発揮させるものとしています。<br/>           このため、伐採跡地全てで人工造林を行うものではなく、天然更新が確実なものについては、天然林を活用した更新を行うこととし、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については人工造林を行うこととしています。</p> |